

令和4年7月20日開会

令和4年7月20日閉会

第763回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第763回湯川村農業委員会会議録

第763回湯川村農業委員会定例総会を令和4年7月20日湯川村役場会議室に召集した。

1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（6人）

1番	鈴木光雄	2番	小沼幸子
3番	齋藤真助	4番	星正大
5番	鴻巣重人	6番	佐藤敬一
7番	兼子房男	8番	津村榮喜
9番	渡部正美	11番	佐藤孝志
13番	武藤喜久子	14番	中島和裕
15番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（2人）

10番	兼子力	12番	山口栄子
-----	-----	-----	------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

4. 本日の会議の案件

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 会議の概要

（午前9時開会）

- 議長 皆さん、おはようございます。6月に梅雨明けし猛暑が続いておりましたが、今になって雨も降り若干凌ぎ易くなって来ました。なお、農業情勢ですが、生産資材の高騰、特に肥料等についても今秋から値上げになっております。来春の肥料の購入も先取りの部分があります。どうしても生産費は、大きくなると思います。こうゆう時期でありますので、我々生産者の声を伝えていきたいと考えております。本日は、総会及び協議会終了後に10時30分からは県農業会議の職員の方を講師に研修会を実施いたしますので、農地利用最適化の推進について、法改正から6年経過したわけですが、我々の役割を十分に認識して活動するようにお願いいたします。
- 議長 本日の出席状況でございますが、農業委員から欠席の報告は受けておりません。農地利用最適化推進委員については、10番委員と12番委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中、8名が出席しておりますので本日の会議は

成立しております。只今より第 763 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会期の決定についてをお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第 2、会議録署名人の決定についてお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名をさせていただきます。本日の会議録署名人に 5 番委員と 6 番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第 4、議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2 ページにより、議案第 14 号を朗読。続けて 3 ページを別紙により説明。

整理番号 1 番について説明いたします。譲渡人は■■■■■にお住いの■■■■■
■■■■■さんです。譲受人は、■■■■■にお住いの■■■■■さんご夫婦で
申請地は大字■■■■■の 2 筆です。登記地目は田、現況は不耕作地です。面積は 2 筆合計で 150 m²です。

申請地の、場所につきましては 4 ページに案内図、5 ページには公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。

転用の事由であります。譲受人夫婦は、現在■■■■■に居住していますが、住宅用地を探していたところ湯川村地内に空家があったため、宅地を購入した。宅地面積が 313.24 m²であり、さらに、宅地の形状が変形であり駐車場用地が宅地にとれないため、隣接する譲渡人の農地を駐車場用地として利用したい。湯川村の住宅敷地は、譲受人双方の勤め先の間地点に位置しており通勤にも便利であるため、この土地を選定しております。

この農地につきましては、農振農用地外の農地であります。工事内容としましては、以前お住まいであった方が盛土していただきましたので、砂利敷きのみ行うとのことです。6 ページに土地利用計画図をのせております。自家用車 2 台来客用 2 台の露天の駐車場 72 m²、通路と雪捨て場用地として 78 m²で合計 150 m²でございます。出入口は、村道からの一カ所で既存の進入路を使用します。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、一種農地ではありますが、購入した住宅敷地に隣接しており集落接続

事業に該当し基準に合致しております。また、面積につきましても購入した住宅敷地と合わせて 463.24 m²で、一般住宅の転用基準面積の 500 m²以内であるため合致しています。

続いて農地法の許可基準の一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましても、ございませんでした。次に資金についてでございますが、添付書類で確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、申請地は、北側は村道、西側は、譲受人が購入した住宅敷地であり、東側及び南側は、譲渡人の農地であり、現在不耕作地であります。南側の農地については、譲受人が、畑として活用希望であり、購入も検討中であります。東側については、今後も耕作予定はなく管理のみ行うため周辺農地に及ぼす影響はないと考えます。また東側農地の土地所有者から同意を得ており特に問題ありません。

申請地は、駐車場用地等であるため、取水・排水計画はなく、雨水につきましても、地下浸透でございますので、農業用排水施設に支障を及ぼす恐れはないと考えます。現地調査を実施し特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われまます。整理番号1番の説明は以上です。

事務局

続きまして、整理番号2番について説明いたします。譲渡人は[]集落[]さんです。譲受人は、[]集落にあります[]さんです。申請地は大字[]です。登記地目は畑、現況は不耕作地です。面積は 687 m²です。

申請地の、場所につきましては8ページに案内図、9ページには公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。

転用の事由であります。譲受人は、[]集落に居住しており、現在[]を営んでおります。事務所は申請地近くの住宅を使用しておりましたが、以前から老朽化により雨漏りや湿気がひどく、継続的に使用することはできない状況となっておりますので、以前は借家でありましたが所有者の意向もあり購入するに至りました。購入した既存建物の建替えを行う予定でしたが、調査の結果、建築基準法の接道要件の関係で建替えできないことが判明しました。現在譲受人の居住する敷地に隣接し、既存事務所及び社員用駐車場に近い農地を、桜林業の事務所、会社が新たに購入した重機（1台）と購入予定の重機（1台）と来客用の駐車スペース等として利用したい。との理由です。

この農地につきましても、農振農用地外の農地であります。工事内容としましては、整地して砂利敷きのみ行います。10ページに土地利用計画図をのせております。車線部分が[]の事務所で面積 76.59 m²、社用車2台及び来客用2台の露天の駐車場 50 m²、重機2台の駐車場 42 m²、伐採した原木を置く保管スペース 45 m²、通路と雪捨て場用地として 473.41 m²で合計 687 m²でございます。出入口は、自宅敷地の既存の進入路を使用するため、進入路の工事はございません。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、一種農地ではありますが、集落に居住しており、現在利用している社員用駐車場や重機置場の近くに位置し、地域に居住する者の業務上必要な施設であることから集落接続事業に該当し、転用の立地基準に合致しております。続いて農地法の許可基準の一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましては、ございませんでした。次に資金についてでございますが、添付書類で確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、申請地は、整地し砂利敷きするため、土砂の流失等はありません。申請地は、東側は村道、西側は法定外道路、南及び北側は宅地であるため農地への影響はないと考えます。取水については水道、污水につきましては下水道、雨水につきましては、地下浸透でございます。重機については、専用の施設で洗車するため申請地での洗車はなく、農業用排水施設に支障を及ぼす恐れはないと考えます。また、申請地の右下部分に消火栓が設置されていますが、既存のままで良いとのことであり、担当部局と協議しており問題ありません。現地調査を実施し特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われれます。説明は以上です。

- 議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査実施委員からの報告をお願いします。8番委員をお願いします。
- 8番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)
- 議 長 続きまして、整理番号2番の現地調査実施委員からの報告をお願いします。13番委員をお願いします。
- 13番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、推進委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。
- 議 長 質疑は、ございませんか。
(ありません、の声)
- 議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)
- 議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。
- 13番委員 議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地転用許可基準に合致しているため承認したいと思っております。
- 議 長 これより、議案第14号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第14号農地法第5条第1項の規定によ

- 議 長 議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。
- 議 長 議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認いたしました。
- 議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第763回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第14号 原案のとおり承認

- 議 長 全議事の終了を告げ、令和4年7月20日午前9時48分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年9月21日

湯川村農業委員会

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員